

年 度 計 画

〔平成 2 1 年度〕

国立大学法人九州大学

目 次

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 教育に関する目標を達成するための措置	1
(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置	1
(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置	1
(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	2
(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	4
2 研究に関する目標を達成するための措置	5
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	5
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	6
3 その他の目標を達成するための措置	9
(1) 社会との連携, 国際交流等に関する目標を達成するための措置	9
(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置	12
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 運営体制に関する目標を達成するための措置	14
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	14
3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置	15
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	15
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	16
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	16
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	16
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	16
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	17
V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置	17
(1) 新キャンパス統合移転整備	17
(2) 既存キャンパス整備	17
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	18
VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	18
VII 短期借入金の限度額	18
VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	18
IX 剰余金の使途	19
X その他	
1 施設・設備に関する計画	19
2 人事に関する計画	20
(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画	21
別表（学部の学科, 学府の専攻等）	24

平成21年度 国立大学法人九州大学の年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1) 学士課程

① 全学教育

- 平成18年度全学教育カリキュラム改正後の単位修得状況を調査・分析し、検証する。
- 学生の主体的な進路選択能力の向上を図るために、キャリア教育授業、キャリアガイダンス、自己啓発セミナー、インターンシップ等を引き続き実施する。

② 学部専攻教育

- 幅広い専門的能力の修得を図り、主体的に自らの進路を定めていく教育システム確立の一貫として、他学部の系統的カリキュラムを履修させる「チャレンジ21」を実施する。
- 各種国家試験等の合格率の向上を図るために、「公務員試験対策講座」、各種国家試験、公的資格に係るガイダンス等を引き続き実施する。

2) 大学院課程

- 各学府(専攻)の明確な教育目標に沿った教育を実施・検証する。
- 各専門職大学院において、高度な専門的知識・能力を持ち指導的立場で社会に貢献する人材を育成する教育を実施し、その成果を検証する。
- 関係学府において、社会人の多様な要請に対応する教育を実施・検証する。

3) 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 全学教育、学部専攻教育、大学院教育のそれぞれの教育成果について検証を行う。
- 全学教育、学部、学府において、学生による授業評価を実施する。また、全学的な委員会等において各部局の授業評価の実施結果及び授業改善の事例等について、情報を共有する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1) 学士課程

① 学部入学者選抜に関する具体的方策

- アドミッションポリシーの周知を図るため、効果的な広報活動を継続する。
- 各種入学者選抜方式の追跡調査を実施するとともに、これまでの追跡調査の結果を踏まえて、AO選抜を含め入学者選抜方法の改善策を継続的に検討する。
- 高校との連携協力を推進するため、出前授業等を実施する。
- 幅広い専門的能力の修得を図り、主体的に自らの進路を定めていく教育システム確立の一貫として、他学部の系統的カリキュラムを履修させる「チャレンジ21」を実施する。また、引き続き、文系4学部教務協議会において文系4学部の学士課程教育のあり方等について協議する。
- 資質の高い外国人留学生を積極的に受け入れる方策として、留学情報提供の充実、本学独自の奨学金制度を充実・活用し、海外オフィス等を通じての推薦及び海外プロモーション活動の充実・拡大を図る。さらに、海外オフィスと連携して、海外の高校生等に対して本学の留学に関する情報の提供を行う。

② 教育課程に関する具体的方策

- 高年次教養科目の開設状況と履修状況を検証する。
- 外国語教育を重視した新たな教育プログラムの検討を行う。
- 英語能力の達成目標へ到達するための支援授業等を実施する。
- 英語による授業科目の充実を図る。
- 学生の主体的な進路選択能力の向上を図るために、キャリア教育授業、キャリアガイダンス、自己啓発セミナー、インターンシップ等を引き続き実施する。
- 3、4年次対象の高年次教養科目において、「インターンシップⅠ・Ⅱ」、「ボランティア活動Ⅰ・Ⅱ」の単位認定を行う。
- 幅広い専門的能力の修得を図り、主体的に自らの進路を定めていく教育システム確立の一貫として、他学部の系統的カリキュラムを履修させる「チャレンジ21」を実施する。
- 英語による学士課程教育プログラムのための準備の検討を行うとともに、幅広い専門的能力の修得を図り、主体的に自らの進路を定めていく教育システム確立の一貫として、他学部の系統的カリキュラムを履修させる「チャレンジ21」を実施する。

③ 教育方法に関する具体的方策

- 教育効果を高めるため、TAの採用状況について検証する。

2) 大学院課程

① 大学院入学者選抜に関する具体的方策

- 博士後期課程の入学定員の充足を図るために、学府ごとに、奨学制度の実施等の総合的な施策を実施する。
- 資質の高い外国人留学生を積極的に受け入れる方策として、留学情報提供の充実、本学独自の奨学金制度を充実・活用し、海外オフィス等を通じての推薦及び海外プロモーション活動の充実・拡大を図る。また、中国政府が実施する国家建設高レベル大学公派研究生を積極的に受け入れる。さらに、教員向けの国費留学生（大使館推薦）制度説明会の実施や、受入れ、派遣の概要冊子の内容の充実を図り、教員に国費留学生を積極的に受け入れるよう促す。
- 各学府において、選抜方法の改善を図る。

② 教育課程に関する具体的方策

- 大学院共通教育プログラムを充実する。
- 文系学府において、博士の学位授与プロセスの改善を促進する。

③ 教育方法に関する具体的方策

- 留学説明会及び海外短期語学研修制度（韓国語・中国語）を実施し、アジア留学を促進する。さらに、教職員向けの留学制度説明会により教職員の理解を得て、学生に留学を促す。
- TAの活動が、大学院生の教育能力向上に役立ったかについて検証する。

④ 成績評価に関する具体的方策

- 各学府において、博士の学位授与の円滑な実施を促進する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教員組織編成に関する具体的方策

- 大学院・学部教育に学府・研究院制度を活用し、柔軟な組織編成を行う。

- 複数の研究院が参画する学府，学部教育等の責任ある実施体制の維持の観点から，協議会等を活用する。
 - 全学教育科目への全学出動体制に基づき，さらなる適切な運用を図る
- 2) 教育環境の整備に関する具体的方策
- 遠隔講義システムの利用を促進する。
 - 教育の情報化推進のためのオープンコースウェアのコンテンツを充実させる。
 - 教育用に必要なパソコンを整備・充実する。
- 3) 教育の質の向上及び改善に関する具体的方策
- 教員業績評価の全学基本方針に基づき，平成20年度の活動に係る点検を実施する。
 - 全学教育活動表彰を実施するとともに，授業評価結果の部局へのフィードバックを組織的に行う。
 - 教育研究活動に係るテーマのFDを実施する。
 - 全学FD委員会において定めた方針により，各部局におけるFDの実施状況を報告させる。
 - 教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト（P&P）のCタイプにおいて，教育研究システムの改革のための支援を実施する。また，事業の成果の有効利用を図るため，ヒアリングや成果報告会等を通じた点検・評価を行う。
- 4) 附属図書館の整備と活用に関する具体的方策
- 「九州大学附属図書館蔵書構築基本要綱」に基づく蔵書構築を継続し，さらに，利用者のニーズを反映した選書を行い，また，調達のための効率的な事務体制を整備する。
 - 利用者のニーズに応じた図書館の学習スペース改善，利用者サポートを進める。
 - 授業と連携した学習教育支援をさらに進める。
 - 電子リソースの有効活用を図るため，利用環境を整備するとともに広報活動をさらに進める。また，サービス向上と利用促進のため，組織体制を強化する。
 - 個人認証システム等の新技術の図書館への活用を進める。
 - 六本松地区の伊都地区移転に対応し，理系図書館増築に伴う利用スペースの整備及び六本松分館等の資料移転を行う。
 - 利用者サービスの高度化を進めるため，「ステップアップ研修」等を実施し，図書館員のスキル向上を図る。
 - 高度な図書館機能を実現するためのライブラリアン育成を目指し，ライブラリーサイエンス専攻（仮称）構想を推進する。
 - 医学・生物学系外国雑誌センター館として，関係大学との連携を図りつつ，収集雑誌の見直しを行う。
 - 海外（特にアジア・カナダ等）の大学図書館との交流と相互利用を継続して進める。
- 5) 学内共同教育に関する具体的方策
- 入学者選抜，高等学校との連携，教育支援，教育方法等の在り方について，総合的な研究開発を行うとともに，全学教育の支援業務を行う。
 - 外国人留学生に対する日本語，日本文化・日本事情等の教育及び就学・生活上の指導助言を行うとともに，海外留学を希望する学生に対する就学・生活上の指導助言を行う。
 - 健康科学に関する研究並びに保健及び体育に関する教育を行うとともに，職員，学生の保健管理及び体育指導に関する専門的業務を行う。

- 医学・歯学・薬学・保健学の分野に関する実習及び演習を通じて医療系分野の知識の統合的理解を促すため、指導及び助言を行い、併せて自学自習に共用させ問題解決型能力を育成する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学生への学習支援に関する具体的方策

- 修学相談に当たるシステムについて検証する。
- 伊都キャンパスにおける全学教育における人格形成を促進する科目とも連携させ、伊都キャンパスにおける修学支援体制を充実する。
- 高校教育における履修内容等に留意し、科目選択に関する適切な履修指導を行う。
- オフィスアワーの実施状況を調査し、その効果を検証する。
- 成績不振者の指導方法の一環として、保護者等への成績通知について検討する。
- 全学的な教育情報ポータルサービスの一貫として開発した全学で利用可能なシラバスシステムを利用する。
- 教員による履修成績登録の学外からの利用について引き続き検討する。
- 短期留学制度による外国の大学への派遣数を増加させるために英語による開講科目の受講を推奨するとともに、留学説明会及びパンフレットにより情報提供の充実を図る。また、海外短期語学研修制度（韓国語・中国語）を実施する。

2) 学生への生活支援等に関する具体的方策

- 学生モニター会議、寮生等懇談会並びにアンケート調査などを通じて学生の意見・要望等を聴取し、キャンパス移転が及ぼす学生生活への影響等についての調査・分析を継続し、生活支援方策の改善等に活かす。
- 窓口・相談業務担当者等、職員のスキルアップを図る。
- 健康科学センターによる学生に対する健康相談等の体制の充実・強化に向けて、健康増進ホームページの内容と利便性の更なる充実、健診データベースの日常業務でのさらなる活用、メンタルヘルス増進の活動を含めて伊都移転第2ステージに対応した形での健康相談やスポーツ相談の更なる充実を行う。
- 学生後援会の会員確保に努めるとともに、効果的な学生支援事業を実施する。
- サークルOB会及びサークル役員・顧問教員等との協議会を開催し、OBと学生の交流を行うことにより、OB会への理解を深め、支援組織を強化する。
- 伊都キャンパス課外活動施設の整備及び伊都キャンパス以外の課外活動施設の整備を行う。
- 食堂及び学生寄宿舍等の学生関連施設について実地調査を行い、整備・充実を図る。
- 交換留学制度、全学協力事業基金等の情報提供を一層拡充するとともに全学協力事業基金の充実を図る。
- 外国人留学生・研究者のサポート体制を整備し、各キャンパス等における留学生相談、オリエンテーション等を実施することにより、外国人留学生の生活の向上を図る。

3) 学生への就職活動支援に関する具体的方策

- 就職相談や就職ガイダンス等を引き続き実施し、就職支援策の充実を図る。
- 留学生就職ガイダンスの開催、地方公共団体等との連携、就職情報提供の拡充、留学生インターンシップ制度の拡大、「アジア人財資金構想」プログラムとの連携、JLCビ

- ジネス日本語・ビジネスマナー入門の開講など、留学生の就職支援活動を実施する。
- 就職ガイダンス等による就職情報の提供をはじめ、各種の就職支援活動を引き続き実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 研究の方向性と重点的に取り組む領域

- 戦略的教育研究拠点である未来化学創造センター、バイオアーキテクチャーセンター、システムL S I 研究センター、デジタルメディシン・イニシアティブ及びアジア総合政策センターについて、平成20年度に引き続き、活動状況に係るヒアリングを実施し、研究理念・目的に沿った活動・進捗状況の点検、評価を行う。
- 平成20年度に引き続き、各研究院・附置研究所等の特性を活かしながら、新しい知の創造に向けた基礎研究を推進するとともに、グローバルCOEプログラム、教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト(P & P) 及びリサーチコア等の組織的、応用的研究を展開する。
- 研究者の自由な発想に基づく基礎研究を推進するため科学研究費補助金を中心に採択増を図るとともに、科学技術基本計画等に基づく国の大型プロジェクトに積極的に応募し採択を図り、先端的な応用研究を促進する。
- 産官学共同研究や受託研究の増加を図るとともに、知的財産の移転を推進する。特に国際的な連携や移転を促進する。
- グローバルCOEプログラム、先端融合医療レドックスナビ研究拠点等の公募型大型研究プロジェクトや戦略的教育研究拠点(Q - s t a r s), リサーチコア等の個人研究の枠や部局の垣根を越えたプロジェクトを推進し、それらの成果を基に、基礎と応用を結合した新科学領域を展開する。
- グローバルCOEプログラム、リサーチコア及び教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト(P & P) 等の、「アジア」への展開を目指した研究を推進し、その進捗状況等につき評価を行うとともに、アジア関連の文系の研究課題を本学の特色ある取組として推進する。
- グローバルCOEプログラム、先端融合医療レドックスナビ研究拠点及び水素技術先端科学研究等の世界最高水準の先端的かつ中核的研究拠点を形成するプロジェクトを継続的に推進し、そのための全学的支援を実施する。
- 平成20年度までのリサーチコアの活動について点検・評価し、学際的研究、基礎と応用を融合する研究及び第3期科学技術基本計画に基づく重点研究を戦略的に推進する。
- 教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト(P & P) につき、平成20年度に見直し、改正を行った新制度に基づく研究課題を積極的に実施することにより、本学の研究戦略に基づく研究を推進する。
- 平成20年度に引き続き、バイオ・ナノ・環境・IT等の分野における成果を検証するとともに、国家科学技術戦略等に係る競争的資金への応募を積極的に行い、先端的研究の推進を図る。
- 戦略的研究拠点育成プログラム(ユーザーサイエンス機構)の成果であるユーザー感性学専攻を円滑に開講するとともに、芸術的感性と諸科学を融合するプロジェクトを推進

する。また、融合型、拠点形成型の競争的資金に応募するなどの取組を行い、新たな研究領域の創造を図る。

- 統合生命科学という新分野のCOEを構築するために、医学・生命科学領域におけるポストゲノムの先端的研究を積極的に推進するとともに、それを支える大学院教育を充実させる。
 - 物質化学分野の先端的研究を展開し、関連研究機関との共同研究を推進するとともに、教育に直結する研究体制を構築して、物質化学のCOE形成を図る。
 - 海洋大気力学，プラズマ材料力学，及びそれらの基盤となる基礎力学に関する研究を全国共同利用研究として推進する。また，応用力学分野の学術研究の進展に貢献するため，核融合科学研究所との双方向型共同研究や，その他の関連機関との共同研究を実施する。
- 2) 成果の社会への還元に関する具体的方策
- 全国レベルのイベントや外部機関を活用し，大学の研究成果を国内外に情報発信するとともに，技術移転を促進する。
 - 組織対応型連携を推進するため，企業ニーズ／大学ニーズの収集・伝達・マッチングスキーム及び関連フォーム等を纏めた連携推進ハンドブックを作成し，関連教員及び企業に配布する。
 - シュタインバイス財団等との組織対応型連携契約に基づく地域中小企業等への技術開発支援を継続的に実施するとともに，本学の産学連携推進体制のあり方検討のなかで，本技術開発支援の位置づけ及び本スキームの浸透方法を検討する。
 - 本学の特色ある研究の取組を，ホームページや広報誌に掲載することにより，タイムリーかつ継続的に社会への情報発信を行うとともにプレス発表においても積極的に研究内容等の発表を行う。
- 3) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策
- 研究活動に関する評価制度や評価方法の充実を図る。
 - 教員個人及び研究組織等の研究活動に関する自己点検・評価を定期的に行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 研究者の配置に関する具体的方策
- 平成20年度に実施した「5年目評価，10年以内組織見直し」制度による評価結果に基づく，各部局の対応等について点検する。
 - 教員業績評価の全学基本方針に基づき，平成20年度の活動に係る点検を実施する。
 - 平成20年度に引き続き，大型プロジェクト研究担当者の部局における業務を一部免除できる制度を活用し，研究時間の確保を推進する。
 - 教員公募については，教員公募情報システムにより行う。また，公募の原則を推進するため，公募及び採用状況を「部局別教員公募状況」として本学ホームページで公表する。
 - 21世紀COEプログラム，グローバルCOEプログラム及びリサーチコアの成果を発展させ，部局等の研究者の流動化を図るとともに，次世代研究スーパースター養成プログラム（SSP）や稲盛フロンティア研究センターにおける研究の推進等を通じて流動化による次世代の研究リーダーの養成を図る。
 - 平成20年度に引き続き，若手研究者の支援・育成のための事業等を継続的に実施するとともに，博士課程学生を含めた若手研究者の留学・派遣を継続的に実施する。さらに，

科学技術振興調整費による女性研究者支援モデル育成事業を推進し、女性教員の増加を図る。

2) 研究環境の整備に関する具体的方策

- 平成22年度学内予算の配分においては、教育経費、研究経費、施設等維持管理費などの基盤的経費を確保しつつ、本学の将来構想に柔軟に対応する配分方式を実施する。また、伊都キャンパス移転等の大型事業や先端的・学際的分野の教育研究等を活性化するための長期的な財務計画を策定し、重点的・戦略的経費の確保を行う。
- 「九州大学全学協力事業基金」に定める教育研究推進事業、国際交流事業等における成果を、財務委員会・国際交流専門委員会において検証し、より効率的な資金の活用を図る。
- 国際的中核的研究拠点を維持・発展させる研究環境を整備するため、研究支援体制の充実及び学内共通利用施設（レンタルラボ）等の研究スペースの確保を図る。
- 平成20年度に引き続き、学内共通利用施設の共同実験室に設置されている共通利用機器についての情報を公開し、それらの有効活用を積極的に推進する。
- 学内の設備の効率的利用を図るため、学内共同教育研究施設（中央分析センター等）の設備の充実及び学内設備の共同利用化を推進するとともに、学外の研究機関と連携した共同利用を推進し、設備の有効利用を推進する。
- 理系の部局を中心に学内の研究室単位の装置・設備をホームページ等で公開し、有効利用を推進する。
- 学内研究成果の一次情報を公開することを目的とした「九州大学学術情報リポジトリ」のコンテンツをさらに拡充しつつ、安定的な収集・運用を実施する。また、利便性向上のためのシステム機能強化を図る。
- 情報統括本部において、伊都キャンパス等に移転する学生、教職員が移転後に教育・研究などに支障がないキャンパスネットワークを整備する。
- 情報統括本部において、キャンパスネットワークの安定した運用を図る。
- 情報統括本部において、各キャンパスの無線LANの拡充を行う。

3) 知的財産の創出、取得、管理及び活用のための具体的方策

- MTA（マテリアルトランスファーアグリーメント）やNDA（守秘義務契約）に係る学内の決裁ルートの明確化に伴い、マネジメントを適正に実施する。
- 知的財産の管理・活用の継続的な体制を構築するため、九大TLOとの業務分担を明確にするとともに、特に海外企業への技術移転及び研究成果有体物に係る移転契約（MTA）の一元的管理を推進する。
- 意匠公報データベース（約75万件収蔵）の管理及び、学内外での活用促進並びに教育へ活用する。
- 九州アジアデザイン連携協議会の世話役機関として要項及び内規作成のもと会の運営を行う。
- 学内シーズの事業化可能性の評価体制を強化するとともに、地域におけるベンチャー支援コミュニティと連携することにより、大学発ベンチャー支援の充実を図る。
- 組織対応型連携における知的財産の創出及び活用を促進するために、知的財産創出及び活用に関わるスキーム及び関連フォーム等を纏めた組織対応型連携知的財産創出及び活用ハンドブックを作成し、企業及び関連教員に配布する。

- 4) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
- 教員業績評価の全学基本方針に基づき、平成20年度の活動に係る点検を実施する。
 - 各部局において、研究活動に関する点検・評価を実施する。
 - 階層的な評価体制による点検・評価を実施する。
 - 中核的研究拠点を形成するため、適切・効率的な人員配置、競争的資金の獲得力の強化及び学内共通利用施設の有効利用を図るとともに、研究戦略に係る企画・立案を推進し、研究戦略委員会等で点検・分析・評価を行う。
 - 研究活動に関する評価制度や評価方法の充実を図る。
 - 自己点検・評価結果を反映した、研究体制の整備及び組織の見直しを進める。
- 5) 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策
- 全国共同利用施設として教育研究等のための情報基盤に係る設備の整備と提供、必要な技術支援業務及び研究を行うとともに、最先端のスーパーコンピュータによる高速大規模計算サービスを通じて先端的計算科学研究の推進を図る。
 - 次世代スーパーコンピュータ開発計画との連携を目的とした「計算機科学と計算科学との統合領域」を対象とした大学院の設置計画を検討する。
 - 学内外の生物系分野への制御環境の提供及び生物環境調節の基礎研究を推進する。
 - 熱帯地域の農業及びこれに関連する環境の基礎的、総合的研究を推進する。
 - 石炭産業を核とする地域産業等に関する文献・資料の収集・整理・公開及び調査研究を推進する。
 - 学術標本の収蔵、分析、展示・公開等及び学術標本に関する教育研究の支援並びにこれらに関する調査研究を推進する。
 - アイソトープ関係の教育研究を行うとともに、アイソトープの安全管理を総括し、アイソトープを利用して教育研究を行う教員その他の者の共同利用を進める。
 - 自然科学系分野の研究教育上必要な試料の作成などを行うための大型機器を集中して管理運営するほか、部局所有機器等の学内共同利用を支援し、分析サービスを提供する。
 - システムL S Iの応用・設計・製造・検査に関する技術を総合的に研究し、その学問体系の確立と高度情報化社会における当該技術の利用について調査研究を推進する。
 - 宙空環境変動の予報や宇宙ゴミの警報などの実用化に向けた新しい宙空環境科学の創成のための調査研究を推進する。
 - 韓国研究の結節点として機能するため、韓国を中心とする朝鮮半島地域の学際的で総合的な研究を行うとともに、国内外の関連研究者との共同研究をコーディネートする。
 - 次世代のエネルギー改革や高度情報化・福祉社会を視野に入れた超伝導システム科学の構築を目指した研究を推進する。
 - 先端科学技術分野において高度な産業技術シーズの創出を行うとともに、産業化を狙った産学連携プロジェクト研究を企画・推進する。
 - I Tを高度に活用し、芸術的感性の諸科学への融合を促し、独創性の高い価値を創出し得る学際的研究を積極的に支援推進する。
 - 本学の教育研究の先進化と社会貢献に資するため、超高压電子顕微鏡を中心とする最先端顕微装置・技術を学内外に提供する。
 - 教育研究活動によって発生する無機系、有機系廃液及び固形廃棄物を適正に処理する。
 - 九州地区及び山口県における自然災害に関する資料を収集・整理し、提供するとともに、

自然災害に関する研究を推進する。

- 電離気体科学とレーザー科学分野において先端的・国際的研究を目指すと共に、これらの科学技術の融合分野・関連分野に対しても積極的に研究を推進する。
- 本学に関わる史料を収集・整理・保存し、大学及び大学の歴史に関する調査研究を行うとともに、本学教員及びその他の者の利用を進める。
- 基礎研究及び先進的量子ビーム技術に支えられた先端的の研究を推進する。
- 高度の専門職業的能力を持つ創造的な人材を育成するため、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進する。また、起業関連教育等、教育機能も一層強化する。
- 本学をアジア諸国との学術交流の拠点とするため、アジアに係る総合研究等を推進する。
- 学内に分散している記録資料館の各部門及び記録資料の集中配置を進める。
- 21世紀の循環型社会の主力エネルギーである水素の製造・供給と利用を安全に行うための統合技術に関する研究を集中的に推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 社会連携事業を推進するための具体的方策

- 学内外へ発信する社会連携関連の情報を充実させる。

① 教育における社会との連携・協力に関する具体的方策

- 開学記念日の講演会や著名な学識者等による公開講演会を実施し、市民及び中学・高校生に優れた教育研究成果を公開する。
- 公開講座、講演会、研修会等を積極的に企画・開催し、一般市民の生涯学習、社会人のキャリアアップ教育・再教育の機会を提供する。
- 教育従事者に研究情報等を公開するとともに、社会人のリカレント教育を充実する。
- 企業等へのインターンシップ及び企業等からの非常勤講師を積極的に活用したインターンシップ関連授業及びキャリア教育授業を引き続き実施する。
- 高等学校等と連携した講義・講演等を実施するとともに発達相談・カウンセリングに係る連携協力を推進する。
- 高校生を対象とした大学説明会及び模擬授業を充実するとともに、先端実験施設の公開等、魅力あるオープンキャンパスを開催する。
- 平成20年度に引き続き、高等学校へ本学の教育研究活動の紹介や出前授業を積極的に実施する。
- 地域の図書館との相互貸借を促進するとともに、貴重資料等の展示公開を行う。
- 国、自治体等の政策推進や地域課題の解決に寄与するため、自治体等の要請に基づき、専門的立場から諸活動に参画する。
- 早稲田大学との学生交流協定による学生の相互交流を促進する。

② 研究における社会との連携・協力に関する具体的方策

- 社会連携推進室、研究戦略委員会や知的財産本部等、地域社会との窓口となる組織間での連携体制を強化し、地域社会のニーズに応じた業務分担と情報共有体制を構築する。
- これまで培った自治体等とのネットワークを維持・発展させ、これらを通じ、新規の連携事業へ結び付ける。

- 学術研究都市づくりへの総合的な取り組みを推進するために、プロジェクトチームを発足し、コアターゲットを定めた研究プロジェクト支援・企業立地マネジメントを推進するとともに、学研都市情報収集・発信のプラットフォームを進める。
 - 地域自治体と連携した産学官共同研究を推進するとともに、地域企業等とのネットワークを活用して、大学リソースの社会還元を推進する。
 - 帰国留学生データベースの整備及び既存の外国における帰国留学生の九大同窓会を活用し、アジア・海外ネットワークの強化を図る。
- ③ 産学連携推進についての具体的方策
- 知的財産本部で実施している産学連携機能を充実するとともに、学内関係部署等との業務分担を明確化する。
 - 組織対応型連携の運用を効率的に図るため、組織対応型連携プロジェクト管理スキーム及び関連フォーム等を纏めたプロジェクト管理ハンドブックを作成し、関連教員及び企業に配布する。
 - 国際産学官連携センターを中心に、アジアをはじめ欧米との国際産学官連携プロジェクトを展開するとともに、国際産学官連携推進体制の基盤強化に努める。
 - 地方自治体との連携を通じて、地域社会ニーズ収集を行い、地域と協同したプロジェクトを企画・実施する。
 - 技術移転活動の実例に関する情報の共有と蓄積を図るとともに、マネジメントの高度化を図る。
 - 技術シーズの特許化・実用化及び産官学連携プロジェクト推進のケース教材として、技術移転の具体的事例を集約する。
 - 学内から需要の高い学部向け並びに大学院向けの知的財産や技術マネジメント関連の教育ニーズに対応するため、「研究・技術経営論」講座を実施し、前年度に引き続き30名以上の受講者を目標とする。
- ④ 利益相反に関する指針等の策定
- 自己申告書による利益相反マネジメントを継続的に実施するとともに、これまでに蓄積したマネジメントの事例集を作成する。
- 2) 国際交流・協力に関する具体的方策
- 国際交流総合企画会議において策定した国際交流に関する基本方針に基づき、引き続きアジア総合政策センター等の活動を推進する。
- ① 戦略的国際交流プロジェクト推進についての具体的方策
- アジア学長会議運営連絡会事務局として、2010年に開催予定の第8回アジア学長会議の主催校を決定する。また、同運営連絡会を開催する。
 - アジアの有力大学内に設置したブランチ・オフィスを活用することにより、継続して具体的なプログラムを実施し、有力大学との協力関係の強化を図る。
 - アジア学長会議運営連絡会を開催し、「若手研究者優秀賞」制度の検証及び第2回の募集内容等に関する協議を行う。
 - 情報基盤研究開発センターを中心に「次世代インターネット技術のための研究開発と実証実験」を継続して推進する。また、アジア遠隔医療開発センターの活動を推進する。
 - アジア学長会議の参加大学との間で、「共同授業」（本学と他大学教員により授業を構成する）を実施する。

- 本学の教職員，学生及び一般市民を対象として，アジアについての理解を深めるための講演会・セミナーを実施する。
- アジア関連の書籍を提供するとともに，本学におけるアジア研究を広く紹介するための叢書を刊行し，併せて，アジア関連情報のメールマガジンや本学のアジア研究データベースの充実を図る。
- ② 外国人研究者・留学生の受入れ及び教職員・学生の海外派遣についての具体的方策
 - 留学説明会の実施，電子掲示板の活用，海外留学メールマガジン登録者への情報提供をより一層充実する。また，教員向けの留学制度説明会により教員の理解を得て，学生に留学を促す。
 - アテネオ・デ・マニラ大学において，人材育成のための海外研修プログラムを継続実施し，教職員を派遣する。また，アジアの有力大学との教育連携等を行い，教員の交流を図る。
 - 宿舍の居室及び共用室の設備を計画的に更新するとともに，入居希望者の便宜を図る方策を実施する。また，英語による宿舍の情報を本学ホームページに掲載する。
 - 本学学生のアジア留学を促進するため留学説明会を実施する。さらに，教員向けの留学制度説明会により教員の理解を得て，学生に留学を促す。
 - 外国人短期留学コース（JTW）の受入れ体制の一層の充実を図るとともに，サマーコース（ATW）及びASEAN in Today's World（AsTW）はプログラムの充実を図る。
 - 日仏共同博士課程等のプロジェクトによる学生交流を一層促進する。
 - 本学独自の奨学金制度及び海外短期語学研修制度による受入れ及び派遣を促進し，学生に対して，本学の英語による開講科目への参加を勧めるとともに，実践的外国語習得のためのプログラムを実施する。
 - 海外オフィス，ブランチオフィスの活用及び帰国留学生の協力により，資質の高い留学生確保の施策を行う。
 - 九州大学創立八十周年記念事業国際学術交流基金による若手研究者の受入・派遣事業を継続して実施する。
- ③ 国際共同研究・国際研究会議の推進に関する具体的方策
 - 国際共同研究を積極的に推進し，海外の大学との連携を更に強化する。
 - 九州大学創立八十周年記念事業国際学術交流基金による国際共同研究推進のための支援事業を実施する。
 - 本学主催等による国際シンポジウム，セミナー等の開催を国内外で積極的に推進し，様々な分野における国際的規模の研究交流の促進を図る。
- ④ 開発途上国に対する協力事業に関する具体的方策
 - 独立行政法人国際協力機構（JICA）の要請による専門家派遣を行い，途上国から研修員を受け入れるとともに，技術協力プロジェクトを継続的に実施する。
 - JICA等との連携のもと，国際開発協力プロジェクトの受注を目指すとともに，JICA等が行うセミナーへの参加及び関係機関との情報交換を行う。
 - JICAとの定期協議を通じて，新たなプロジェクトへのアプローチを行うとともに，JICAの実施する「ハサヌディン大学工学部支援事業」への専門家派遣を行う。
 - アジア地域を中心とした国際医療協力を積極的に展開することにより，国際連携の更なる推進を図る。

- 日・エジプト科学技術大学(E-JUST)を支援するために、国内支援委員会及び同専門部会に参加し、政府及びJICAの要請に基づく協力を実施する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1) 病院システムと患者サービスの改善・充実に関する具体的方策

- 平成20年度に引き続き病院ホームページについてアンケート調査を行う。また、病院地区の情報を随時提供する。
- これまでに充実してきた「九大病院だより」及び「九大病院ニュース」を引き続き発行する。また、来院した患者さんに適切なタイミングで、必要な情報を提供する。
- 平成20年度に引き続き、外科系の臓器別診療体制を編成する。
- 平成20年度に引き続き、小児医療センター入院患者及び家族の「生活の質」(QOL)の向上のため、継続したセンターの運営体制の充実及び医療スタッフの質的向上を図る。
- 先進予防医療センターについて、さらに広く一般の認知度を高めるため、広報活動の充実を図る。また、受診者へのアンケート調査を引き続き行い利用満足度の一層の向上に努める。
- 平成21年度の稼働に向けて設置したエアシューターの業務効率を検証し、また採血から結果報告までの迅速性を検証する。
- 外科系の臓器別診療科間の連携体制を検証する。
- 電子化クリティカルパスを安全に運用するために、電子化クリティカルパスの内容を充実させる。
- 平成20年度に引き続き、院内のインフォームド・コンセントガイドラインに沿って、説明・同意書について検証を行う。
- 平成20年度に引き続き、職員全体の医療安全意識の向上並びに医療安全に関する取り組みの周知徹底のために研修会を開催する。また、インシデントレポートのデータ分析、活用等を継続する。
- 外来診療科で実施している再来予約制について、年に2回患者の待ち時間データを検証した上で、更なる改善に努める。
- ボランティア活動の充実のため、ボランティアの意見を聞く定期的な交流会を開催する。また、ボランティアに対する知識を深めるため、ボランティア活動員を対象とした研修会を開催する。さらに、病院ホームページを活用し、ボランティア活動の広報を行っていく。

2) 九州・アジアの高度先進医療拠点とするための具体的方策

- 研究型病床を活用した高度な臨床研究を実施する。また、被験者の利便性を向上させ、治験をスムーズに行うために治験専門外来を設置する。さらに、GMP(医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準)グレード設備を利用した治療研究を実施する。
- 国際交流協定締結を行っている病院との間で、相互訪問や情報交換等の交流を継続する。また、国際間での医療連携のために、情報の収集と発信を行う。
- 平成20年度に設立した「アジア遠隔医療開発センター」の基盤を強化し、これまで行ってきたアジアを中心とした遠隔医療活動を継承・維持する。アジア全域にわたり構築してきた国際接続拠点との間の連携を維持するとともに国内拠点の拡充を図り、国内外のネットワークにおけるハブ的役割を保持・推進する。また、遠隔による医療相談など

の実診療への応用に向けて問題検証を行う。

- 平成20年度に引き続き、国際災害救急医療に関する職員の理解を深めるために、講演会を開催する。また、国際水準に見合った災害訓練を実施する。
- 3) 全人的医療を担う人材育成のための具体的方策
- 職員の意識改革を図るため、平成20年度に引き続き、全職員対象の九大病院改革セミナーを継続的に開催する。
 - 平成20年度に作成した研修カリキュラムを実施し、評価・検証した上で更なるカリキュラムの充実を図る。
 - 平成20年度に引き続き、コミュニケーション技術習得のための講習会を開催する。
 - 平成20年度に引き続き、医師及び医療関係者向けの生涯教育を推進する。
- 4) 九州・山口診療圏の中核医療機関とするための具体的方策
- 平成20年度に引き続き、救命救急センターの運用を推進するとともに、救急医療を担う医師やコメディカルなどの人材育成に努める。
 - 平成20年度に引き続き、救急ホットライン等を活用して救急患者の受入れを行う。また、福岡市の周辺地域を含めた重症小児救急患者の受入れを積極的に行う。さらに、救急搬送された患者の受け入れに際し、後方病床の円滑な運用の推進を行う。
 - ヘリコプターによる救命救急患者や特殊疾患患者の遠隔地からの患者受け入れを推進する。
 - 退院援助・在宅医療援助の円滑な推進を継続する。
 - 平成20年度に引き続き、地域医療連携センター主催の講演会を開催する。
 - 平成20年度に引き続き、空床及び共通病床の運用管理の在り方を検証し、効率的な病床運用に努める。
 - 病院間、病院・診療所間での患者情報共有化について、引き続き課題を検証し改善を行う。
 - 平成20年度に引き続き地域医療における病院医師の兼業分析を行い、兼業として地域医療機関への派遣を行うことにより、地域医療の充実に貢献する。
- 5) 経営の効率化に関する具体的方策
- 管理会計システムから得られる指標データを経営分析・経営改善に活用する。
 - 平成20年度までに実施してきた病院長の管理運営上の権限強化の方策を持続し、執行部会議、上申書検討委員会の開催等により機動的・戦略的な病院運営を推進する。
 - 平成20年度に引き続き、内部定期監査計画書を作成し、内部監査を実施する。
 - SPD方式（診療材料等を一元管理する仕組み）を引き続き導入し、更なる整理拡大を図りながらコスト削減に取り組む。医薬品については、後発医薬品の採用も含め医薬品費のコスト削減に取り組む。
 - 治験の増加を図るために、平成19年度に構築した治験ネットワークを九州臨床研究支援センター、福岡県及び福岡県内4大学との連携により運用する。また、公開講座を実施して治験に対する理解を深めるための啓発を行う。さらに、医師主導型臨床試験を支援するための人材育成を行う。
 - 平成20年度に引き続き、7対1看護体制の導入による在院日数、病床稼働率の変化を検証し、定期的な診療科別病床配置の見直しのためのデータ作成を行う。また、在院日数、病床稼働率向上の方策の検討を進め、効果が期待できる方策を実施する。さらに、

新外来棟開院（平成21年秋）に伴い、効果的に外来クラークを再配置する。

6) 人事の効率化を図るための具体的方策

- 平成20年度に引き続き、病院長の指導体制の下で、医員の配置を行う。
- 平成20年度に引き続き、特別教員制度を活用し、外部人材の積極的な活用を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制に関する目標を達成するための措置

- 総長トップダウンによるマネジメントとボトムアップ方式による様々な改善の取り組みを継続し、外部資金の獲得等による収入の確保やコスト削減等による財政基盤の強化を図る。学内資源の有効活用による施設整備を進めるとともに、知的財産戦略、国際交流施策の充実、学術情報基盤等の整備や民間的発想を導入したマネジメント手法であるBSC（バランス・スコアカード）の活用等、経営戦略の確立を一層進める。
- 総長の意向を踏まえつつ、必要に応じて総長補佐体制を見直すことにより、総長の機動的、戦略的な意思決定に資する。
- 部局長会議等を活用し、各種情報を全学の構成員が迅速に共有できるようにするとともに、部局間調整の円滑な実施を図る。
- 各種委員会の実態を踏まえて整理・合理化について検討を行う。
- 組織、人事、予算に関する三位一体の改革を通じて、部局において、部局の将来構想を踏まえた機動的・戦略的な部局運営の整備充実を図る。
- 平成20年度に引き続き、研究戦略企画室を中心に教育・社会貢献・国際貢献の推進組織と連携して、研究戦略に係る企画・立案を機動的・積極的に行う。また、研究企画、支援の機能を充実させるための体制の整備を図る。
- 平成20年度に行った「5年目評価、10年以内組織見直し」の結果に基づき、産学連携推進機構の知的財産本部、産学連携センター及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの各組織の再編計画を評価・実施する。
- 国際交流推進機構内での教育の国際化推進体制の整備を図り、学内組織との連携強化を更に推進する。
- 高等教育機構において、教育改革企画支援室で企画した教育改革等の実施に向けて高等教育開発推進センターとの連携機能を強化する。
- 総長のリーダーシップの下、全学的視点から重点的・戦略的かつ効率的な学内資源配分を行うための平成22年度予算配分計画を策定する。
- 大学が直面する諸課題等について、外部有識者を構成員に含めた会議等を開催し、その意見を大学運営に反映する。
- 法務、労務、財務、産学連携、国際交流等、専門性が高い分野への学外有識者、専門家の活用を図る。
- 内部監査を着実に実施するとともに、監事との連携を密にし、引き続き効率的な内部監査の実施に向け、監査機能の充実を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 平成20年度に実施した「5年目評価、10年以内組織見直し」制度による評価結果に基づき、各部局の対応等について点検する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策
 - 教員業績評価の全学基本方針に基づき、平成20年度の活動に係る点検を実施する。
 - 事務職員の業績等評価について、実施上の問題点・改善点を検証し、必要に応じて改善する。また、技術職員については、新たな業績等評価システムの試行を行い、試行結果の検証を行う。
 - 事務系職員等の業績等評価の評価内容を、職員の能力開発・人材育成及び処遇に反映する。また、教員の業績評価について、全学の基本方針に基づく、部局の状況に応じた活用を図る。
- 2) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
 - 平成20年度に引き続き、人件費委員会において人員配置を含めた人件費計画・管理を一体的に行うとともに、平成19年度に導入し、20年度末に見直しを行った人員管理方式を適正に運用する。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬（基本給、諸手当）及び常勤職員給与（基本給、諸手当、超過勤務手当）に係る人件費予算相当額に比して、概ね4%の削減を図る。
- 3) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策
 - 教員について、公募の原則を推進するため部局別の公募・採用状況を公表する。特に女性教員の採用・研究支援に関して、平成20年度に構築した新たな男女共同参画推進体制の下で、種々の施策を検討・実施する。
- 4) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策
 - 「中核職員養成のための基本方針(平成18年3月24日事務局長裁定)」に基づき、将来の大学の中核を担い得る職員を係長相当職として配置する制度を引き続き運用する。
 - 「事務職員等の研修制度の基本的方針」に基づき実施してきた研修体系について、研修プログラムの充実を図るとともに、他大学との連携による研修を実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務処理の効率化、合理化の観点から既に実施した事務組織の再編と外部委託の進捗状況を点検・評価すること等により、本部事務と部局事務のより適正な役割の整理を行う。
- 数理学研究院の伊都地区への移転を踏まえつつ、伊都地区全体の効率的な事務組織体制の検討を行う。
- 六本松地区移転に伴い、理系図書館の事務組織及び管理的業務を一元的に行うための体制を整備し、円滑に業務を開始する。
- 情報システム部組織再編の実質化への取り組みを推進する。
- E-learning を取り入れた事務系職員の情報リテラシー研修を継続して実施する。
- ICカードによる学生証・職員証の普及及びICカード利用環境の拡大を図る。
- 業務システム（教務・学務情報システム等）の機能を充実させる。
- 全学共通IDを利用し、SSO（シングル・サイン・オン）の導入を推進する。
- 地域の大学と連携協力して情報化要員養成の研修を継続して実施する。
- 大分大学との共同調達について、費用対効果を検証し、今後のあり方について検討する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 競争的資金獲得の増加及び大型研究プロジェクトの採択に向けた情報収集・発信及び意見交換会、学内説明会等を引き続き実施するとともに、学内予算配分における科学研究費補助金採択状況に応じたインセンティブを付与する施策を実施する。
- 組織対応型連携締結企業等との間で共同研究テーマのマッチング交流会を企画し、共同研究等外部資金の受入額及び実施件数の更なる拡大を図る。
- 産学官連携拠点形成支援事業（文部科学省・経済産業省共同事業）等に産学官連携の支援事業に積極的に応募し、競争的研究資金の増加を図る。
- 毎年度課せられる経営改善係数2%（約5億円）への対応も含め、病院運営体制及び増収方策について、全学的視点から継続的に検討し、病院収入を安定的に確保する。
- 市民を対象とした生涯学習ニーズ調査の分析結果を踏まえ、ニーズが高いテーマの公開講座を企画・開催するとともに、大学の教育研究成果を広く社会へ還元するため、廉価な講習料を設定し、受講者の増を図る。
- 特許権、意匠権、著作権等に係る知的財産権収入の増加を図るため、前年度に引き続き、研究成果物の権利化及び有体物やソフトウェアを含めた移転活動を推進する。
- 国立大学として果たすべき役割と社会的ニーズ等を総合的に勘案するため、教育環境等の調査を行うとともに、前年度に引き続き入学科・授業料の全国的調査を行うなど、金額の適正性について検証する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 航空券発注システムと旅費計算システムを統合したシステムの構築に着手する。
- 光熱水料や用紙類について、使用実績を基にした節減指標を作成するなどにより、経費の抑制を行う。
- 学外非常勤講師は、本学教員での対応が困難で教育上真にやむを得ない場合に限ることとし、引き続き経費の一層の抑制（効率化係数▲1%に対応）に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 余裕資金の運用について、資金運用計画に基づき、長・短期国債等の購入、定期預金への預入れなど安全性が確保できる方法による安定的かつ効率的な運用管理を行う。
- 大学が有する知的財産権、研究成果および技術シーズの収集を行い、ホームページ等広報媒体を利用した大学資産の外部への積極的広報を推進する。
- 学内共通利用施設（レンタルラボ）の利用率を高め、使用料収入を財源とする施設維持運営費を適正に確保し、経営的視点からの運用を実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1) 自己点検・評価内容及び実施体制等の充実
 - 各種評価制度の方針に基づいて、効果的な評価を実施する。
 - 自己点検・評価制度の充実を図る。

- 点検・評価活動への支援を強化するため、大学評価情報室の業務を整理し、更なる支援等の充実に向けた方針を策定する。
 - 自己点検・評価結果や各種評価情報を、ホームページ等により積極的に公表する。
- 2) 評価結果を大学の運営の改善等に結びつける取組み
- 自己点検・評価及び第三者評価等の評価結果を反映した、第二期中期目標・中期計画を策定する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 全学的広報体制である「広報部」の機能の点検・評価を実施する。
- 広報誌について、伊都キャンパス移転に関する特集号の発行や、百周年記念事業の情報発信のさらなる強化を図る。
- これまでの内外からの意見をもとにホームページ見直しを行い、改善を実施する。
- マスコミへの効果的情報発信と全国規模の広報活動を展開する。
- 九州大学並びに百周年記念事業のロゴ等の積極的活用を図る。
- シラバスのウェブページの適切な更新を行うとともに、教育改革企画支援室、情報基盤研究開発センター及び情報システム部は引き続きシラバスの利便性の向上を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

(1) 新キャンパス統合移転整備

- 1) 施設設備の整備に関する具体的方策
- 学生支援施設を中心とした施設整備について、安全対策を含め順次整備し、供用開始する。
 - 全学共通ICカード(MIIDシステム)の運用により、セキュリティ及びサービスの向上を図る。
 - 平成20年度に引き続き、「九州大学学術研究都市構想」における学内タウン・オン・キャンパスの具体化に向けた活動を推進する。
 - 百周年記念事業と連携した寄附による研究施設を完成し、供用開始する。
 - 環境監視等の環境マネジメントシステムを主体として実現した環境配慮型キャンパスをさらに発展させ、低炭素化への取組みを推進する。
 - 教育研究施設等の整備にあたっては「九州大学における施設バリアフリーの考え方」に基づきバリアフリー対策を引き続き実施する。
- 2) 施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策
- 新たなスペース管理システムの運用により、講義室等の利用状況を分析し有効活用を推進する。

(2) 既存キャンパス整備

- 1) 施設設備の整備に関する具体的方策
- 病院再開発事業の第Ⅲ期工事(外来診療棟)を完成し、供用開始する。
 - スペース管理システムを活用し、計画的な整備による施設の利用状況を検証する。
 - 平成21年度内の六本松跡地処分に向け、跡地処分に必要な事前準備作業を着実に実施

する。

- 既存施設の大型改修等の整備にあたっては、「九州大学における施設バリアフリーの考え方」に基づきバリアフリー対策を引き続き実施する。
- 2) 施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策
 - 長期修繕計画に基づく劣化度調査を引き続き実施する。
 - 新たなスペース管理システムの運用により、講義室等の利用状況を分析し有効活用を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 災害対策マニュアルの方針により、全学及び地区単位での防災訓練及び防火訓練を実施する。
- 平成20年度に構築した安全衛生管理体制及び高圧ガス保安管理体制の検証を行う。また、化学物質（薬品）管理について全学における化学物質管理支援システムの利用率の向上を図る。さらに、放射性物質及び核燃料物質の保管状況等について定期点検を行い安全管理・事故防止の徹底を図る。
- 遺伝子組換え実験及び動物実験に関する教育訓練等を実施し、事故防止の徹底を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

122億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○譲渡計画

- ①箱崎団地の土地の一部（福岡県福岡市東区箱崎6丁目3575番29外5筆 面積221.10㎡）を譲渡する。
- ②筥松地区の土地（福岡県福岡市東区筥松3丁目3575番13 面積2,483.06㎡）を譲渡する。
- ③六本松団地の土地（福岡県福岡市中央区六本松4丁目300番1 面積64,974.69㎡）を譲渡する。
- ④六本松寄宿舎及び運動場の土地（福岡県福岡市城南区田島1丁目2番1ほか 面積23,537.38㎡）を譲渡する。
- ⑤農学部附属北海道演習林の土地の一部（北海道足寄郡足寄町鷲府163番2ほか 面積7,831㎡）を譲渡する。

○担保計画

- ①「病棟・診療棟」,「基幹・環境整備」及び「病院特別医療機械設備の整備」に必要な経費の長期借入に伴い, 本学病院の敷地及び建物について担保に供する。
- ②新キャンパス施設の整備に必要な経費の長期借入に伴い, 六本松地区の敷地について担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は, 教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充当する予定である。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容		予定額	財 源
・九州大学病院	外来診療棟 (軸Ⅱ～仕上)	総額 18,615	施設整備費補助金 (9,981)
・九州大学病院	基 幹 ・ 環 境 整 備 (支 障 建 物 撤 去 等)		長期借入金 (4,230)
・馬出団地	総 合 研 究 棟 改 修 Ⅱ 期 (生 命 科 学)		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (4,404)
・馬出団地	総合研究棟改修 (医学系)		
・元岡団地	研究教育棟Ⅰ施設整備事業 (P F I 事業)		
・元岡団地	生活支援施設ウエストⅡ, 学生寄宿舍Ⅰ施設整備事業 (P F I 事業)		
・馬出団地	総合研究棟改修 (旧医学部 基礎A棟) 施設整備等事業 (P F I 事業)		
・元岡団地	実 験 施 設 整 備 事 業 (P F I 事業)		
・馬出団地	耐 震 対 策 事 業 (動 物 実 験 施 設)		
・馬出団地	耐 震 対 策 事 業 (生 体 防 御 医 学 研 究 所)		
・馬出団地	耐 震 対 策 事 業 Ⅱ (総 合 研 究 棟 (歯 ・ 医 学 系))		
・元岡団地	アグリ・バイオ研究施設		
・小規模改修			

・大型特別機械整備費	微小領域化学分析システム		
・病院特別医療機械整備費	核医学画像診断システム 高度先進歯科治療・手術システム 外来患者総合診断システム X線CTシステム 高磁場磁気共鳴診断システム		
・不動産購入費			

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- 教員業績評価の全学基本方針に基づき、平成20年度の活動に係る点検を実施する。
- 事務職員の業績等評価について、実施上の問題点・改善点を検証し、必要に応じて改善する。また、技術職員については、新たな業績等評価システムの試行を行い、試行結果の検証を行う。
- 事務系職員等業績等評価の評価内容を職員の能力開発・人材育成及び処遇に反映する。また、教員の業績評価について、全学の基本方針に基づく、部局の状況に応じた活用を図る。

2) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- 平成20年度に引き続き、人件費委員会において人員配置を含めた人件費計画・管理を一体的に行うとともに、平成19年度に導入し、20年度末に見直しを行った人員管理方式を適正に運用する。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬（基本給、諸手当）及び常勤職員給与（基本給、諸手当、超過勤務手当）に係る人件費予算相当額に比して、概ね4%の削減を図る。

3) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- 「中核職員養成のための基本方針(平成18年3月24日事務局長裁定)」に基づき、将来の大学の中核を担い得る職員を係長相当職として配置する制度を引き続き運用する。
- 「事務職員等の研修制度の基本的方針」に基づき実施してきた研修体系について、研修プログラムの充実を図るとともに、他大学との連携による研修を実施する。

(参考1) 平成21年度の常勤職員数（役員及び任期付職員を除く） 3,679人
任期付職員数 965人

(参考2) 平成21年度の人件費総額見込み 42,143百万円

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成21年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	46,551
施設整備費補助金	9,981
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	3,576
国立大学財務・経営センター施設費交付金	4,404
自己収入	38,203
授業料、入学金及び検定料収入	11,187
附属病院収入	26,514
財産処分収入	14
雑収入	488
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	11,026
引当金取崩	0
長期借入金収入	4,230
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	6,215
計	124,186
支出	
業務費	71,071
教育研究経費	41,340
診療経費	29,731
一般管理費	14,159
施設整備費	18,615
船舶建造費	0
補助金等	3,576
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	11,026
貸付金	0
長期借入金償還金	5,726
国立大学財務・経営センター施設費納付金	13
計	124,186

[人件費の見積り]

期間中総額 42,143 百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 34,545 百万円)

注)「運営費交付金」のうち、平成 21 年度予算額 46,432 百万円、前年度よりの繰越額からの使用見込額 119 百万円。

注)「施設整備費補助金」のうち、平成 21 年度予算額 6,333 百万円、前年度よりの繰越額 3,648 百万円。

2. 収支計画

平成 21 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	101,313
經常費用	101,313
業務費	85,420
教育研究経費	15,488
診療経費	14,336
受託研究経費等	3,807
役員人件費	206
教員人件費	30,472
職員人件費	21,111
一般管理費	2,949
財務費用	1,543
雑損	0
減価償却費	11,401
臨時損失	0
収益の部	98,790
經常収益	98,789
運営費交付金収益	45,293
授業料収益	7,652
入学金収益	1,472
検定料収益	282
附属病院収益	26,684
受託研究等収益	4,790
補助金等収益	2,633
寄附金収益	2,334
財務収益	73
雑益	3,363
資産見返運営費交付金等戻入	2,086
資産見返補助金等戻入	138

資産見返寄附金戻入	1,798
資産見返物品受贈額戻入	191
臨時利益	1
純利益	△2,523
目的積立金取崩益	2,721
総利益	198

注) 総利益(198百万円)の要因は、附属病院における借入金元金償還額相当の収入と減価償却費との差額及び固定資産取得等によるもの。

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	256,821
業務活動による支出	88,279
投資活動による支出	130,697
財務活動による支出	9,710
翌年度への繰越金	28,135
資金収入	256,821
業務活動による収入	99,222
運営費交付金による収入	46,432
授業料・入学金及び検定料による収入	11,187
附属病院収入	26,514
受託研究等収入	8,444
補助金等収入	3,576
寄附金収入	2,581
その他の収入	488
投資活動による収入	120,699
施設費による収入	14,385
その他の収入	106,314
財務活動による収入	4,230
前年度よりの繰越金	32,670

別表（学部の学科，学府の専攻等）

文学部	人文学科	640人
教育学部		200人
法学部		800人
経済学部	経済・経営学科	620人
	経済工学科	380人
理学部	物理学科	236人
	化学科	268人
	地球惑星科学科	192人
	数学科	226人
	生物学科	196人
医学部	医学科	605人
	（うち医師養成に係る分野 605人）	
	保健学科	555人
	生命科学科	36人
歯学部	歯学科	350人
	（うち歯科医師養成に係る分野 350人）	
薬学部	創薬科学科	200人
	臨床薬学科	120人
工学部	建築学科	240人
	電気情報工学科	632人
	物質科学工学科	672人
	地球環境工学科	600人
	エネルギー科学科	396人
	機械航空工学科	676人
芸術工学部	環境設計学科	152人
	工業設計学科	192人
	画像設計学科	152人
	音響設計学科	152人
	芸術情報設計学科	160人

農学部	生物資源環境学科	916人
人文科学府	人文基礎専攻	56人 〔うち修士課程 32人〕 〔博士後期課程 24人〕
	歴史空間論専攻	70人 〔うち修士課程 40人〕 〔博士後期課程 30人〕
	言語・文学専攻	70人 〔うち修士課程 40人〕 〔博士後期課程 30人〕
比較社会文化学府	日本社会文化専攻	108人 〔うち修士課程 48人〕 〔博士後期課程 60人〕
	国際社会文化専攻	112人 〔うち修士課程 52人〕 〔博士後期課程 60人〕
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	57人 〔うち修士課程 40人〕 〔博士後期課程 17人〕
	人間共生システム専攻	49人 〔うち修士課程 22人〕 〔博士後期課程 27人〕
	行動システム専攻	64人 〔うち修士課程 34人〕 〔博士後期課程 30人〕
	教育システム専攻	65人 〔うち修士課程 38人〕 〔博士後期課程 27人〕
	空間システム専攻	79人 〔うち修士課程 56人〕 〔博士後期課程 23人〕
	実践臨床心理学専攻	60人 (うち専門職学位課程 60人)
	法学府	基礎法学専攻

	公法・社会学専攻	35人	
			〔うち修士課程 20人 博士後期課程 15人〕
	民刑事法学専攻	51人	
			〔うち修士課程 30人 博士後期課程 21人〕
	国際関係法学専攻	34人	
		〔うち修士課程 22人 博士後期課程 12人〕	
法務学府	政治学専攻	23人	
			〔うち修士課程 14人 博士後期課程 9人〕
	実務法学専攻	300人	
			(うち専門職学位課程 300人)
経済学府	経済工学専攻	70人	
			〔うち修士課程 40人 博士後期課程 30人〕
	経済システム専攻	96人	
			〔うち修士課程 54人 博士後期課程 42人〕
	産業マネジメント専攻	90人	
		(うち専門職学位課程 90人)	
理学府	物理学専攻	110人	
			〔うち修士課程 82人 博士後期課程 28人〕
	化学専攻	162人	
			〔うち修士課程 124人 博士後期課程 38人〕
	地球惑星科学専攻	126人	
			〔うち修士課程 82人 博士後期課程 44人〕
	基礎粒子系科学専攻※	9人	
			(うち博士後期課程 9人)
	分子科学専攻※	14人	
			(うち博士後期課程 14人)
凝縮系科学専攻※	20人		
		(うち博士後期課程 20人)	
生物科学専攻※	11人		

		(うち博士後期課程 11人)
数理学府	数理学専攻	188人 〔うち修士課程 108人〕 〔博士後期課程 80人〕
システム生命科学府	システム生命科学専攻	222人 〔うち博士課程 222人〕 〔5年一貫制〕
医学系学府	医学専攻	214人 (うち博士課程 214人)
	機能制御医学専攻※	46人 (うち博士課程 46人)
	生殖発達医学専攻※	19人 (うち博士課程 19人)
	病態医学専攻※	35人 (うち博士課程 35人)
	臓器機能医学専攻※	68人 (うち博士課程 68人)
	分子常態医学専攻※	44人 (うち博士課程 44人)
	環境社会医学専攻※	22人 (うち博士課程 22人)
	医科学専攻	40人 (うち修士課程 40人)
	保健学専攻	50人 〔うち修士課程 40人〕 〔博士後期課程 10人〕
	医療経営・管理学専攻	40人 (うち専門職学位課程 40人)
歯学府	歯学専攻	172人 (うち博士課程 172人)
薬学府	医療薬科学専攻	102人 〔うち修士課程 60人〕 〔博士後期課程 42人〕
	創薬科学専攻	86人 〔うち修士課程 50人〕 〔博士後期課程 36人〕

工学府	物質創造工学専攻	72人	
			〔うち修士課程 42人〕 博士後期課程 30人〕
	物質プロセス工学専攻	65人	
			〔うち修士課程 38人〕 博士後期課程 27人〕
	材料物性工学専攻	63人	
			〔うち修士課程 38人〕 博士後期課程 25人〕
	化学システム工学専攻	72人	
			〔うち修士課程 42人〕 博士後期課程 30人〕
	建設システム工学専攻	58人	
			〔うち修士課程 34人〕 博士後期課程 24人〕
	都市環境システム工学専攻	64人	
			〔うち修士課程 38人〕 博士後期課程 26人〕
	海洋システム工学専攻	58人	
		〔うち修士課程 34人〕 博士後期課程 24人〕	
地球資源システム工学専攻	58人		
		〔うち修士課程 34人〕 博士後期課程 24人〕	
エネルギー量子工学専攻	86人		
		〔うち修士課程 50人〕 博士後期課程 36人〕	
機械科学専攻	123人		
		〔うち修士課程 74人〕 博士後期課程 49人〕	
知能機械システム専攻	93人		
		〔うち修士課程 54人〕 博士後期課程 39人〕	
航空宇宙工学専攻	90人		
		〔うち修士課程 52人〕 博士後期課程 38人〕	
芸術工学府	芸術工学専攻	254人	
			〔うち修士課程 184人〕 博士後期課程 70人〕

システム情報科学府	デザインストラテジー専攻	66人	〔うち修士課程 56人〕 〔博士課程 10人〕
	情報学専攻	54人	〔うち修士課程 40人〕 〔博士後期課程 14人〕
	情報知能工学専攻	60人	〔うち修士課程 45人〕 〔博士後期課程 15人〕
	電気電子工学専攻	71人	〔うち修士課程 55人〕 〔博士後期課程 16人〕
	情報理学専攻※	41人	〔うち修士課程 23人〕 〔博士後期課程 18人〕
	知能システム学専攻※	51人	〔うち修士課程 27人〕 〔博士後期課程 24人〕
	情報工学専攻※	55人	〔うち修士課程 29人〕 〔博士後期課程 26人〕
	電気電子システム工学専攻※	37人	〔うち修士課程 19人〕 〔博士後期課程 18人〕
	電子デバイス工学専攻※	33人	〔うち修士課程 17人〕 〔博士後期課程 16人〕
	総合理工学府	量子プロセス理工学専攻	122人
物質理工学専攻		122人	〔うち修士課程 74人〕 〔博士後期課程 48人〕
先端エネルギー理工学専攻		112人	〔うち修士課程 68人〕 〔博士後期課程 44人〕
環境エネルギー工学専攻		85人	〔うち修士課程 52人〕 〔博士後期課程 33人〕

生物資源環境科学府	大気海洋環境システム学専攻	99人	
			〔うち修士課程 60人〕
			〔博士後期課程 39人〕
	生物資源開発管理学専攻	72人	
			〔うち修士課程 42人〕
			〔博士後期課程 30人〕
	植物資源科学専攻	93人	
			〔うち修士課程 54人〕
			〔博士後期課程 39人〕
	生物機能科学専攻	77人	
		〔うち修士課程 44人〕	
		〔博士後期課程 33人〕	
動物資源科学専攻	65人		
		〔うち修士課程 38人〕	
		〔博士後期課程 27人〕	
農業資源経済学専攻	35人		
		〔うち修士課程 20人〕	
		〔博士後期課程 15人〕	
生産環境科学専攻	58人		
		〔うち修士課程 34人〕	
		〔博士後期課程 24人〕	
森林資源科学専攻	107人		
		〔うち修士課程 62人〕	
		〔博士後期課程 45人〕	
遺伝子資源工学専攻	46人		
		〔うち修士課程 28人〕	
		〔博士後期課程 18人〕	
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻	30人	
			(うち修士課程 30人)
	オートモーティブサイエンス専攻	28人	
			〔うち修士課程 21人〕
			〔博士後期課程 7人〕

※ を付した学科等は，学部等の改組により学生募集を停止したものである。